

## 目次

第1	はじめに .....	3
1	事案の概要 .....	3
2	争点に関する原判決の要旨 .....	3
3	原判決の問題点の概要 .....	4
	(1) 判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の解釈・適用の誤り（刑事訴訟法381条）	4
	(2) 判決に影響を及ぼすことが明らかな事実認定の誤り（刑事訴訟法382条） .....	6
第2	各論 原判決の問題点について .....	7
1	信義則上の告知義務について .....	7
	(1) はじめに .....	7
	(2) 平成15年判例との事案の違い .....	7
	(3) 原審の挙げる告知義務の根拠について .....	16
	(4) 原審認定の弊害について .....	22
2	「虚偽の情報」について .....	26
	(1) 問題の所在 .....	26
	(2) 原審の認定について .....	27
	(3) なぜ「正当な権利行使」という情報も含まれるのか .....	28
	(4) 「虚偽の情報」の解釈について .....	30
	(5) 小括 .....	36
3	事実誤認について（刑事訴訟法379条、同382条違反） .....	36
	(1) 総論 .....	36
	(2) 犯罪事実の認定の誤り .....	38
	(3) 銀行取引実務上の必要性についての認定の誤り .....	39
	(4) 各公訴事実における具体的状況を一切認定しておらず、信義則上の義務を認定する際	

、その評価根拠事実を認定しないことの誤り .....	41
（５）前提事実を認定していないこと .....	43
（６）小括 .....	45
<b>4 結語.....</b>	<b>45</b>

## 第1 はじめに

### 1 事案の概要

本件は、■■■A■■■銀行の〇〇支店に開設された被告人名義の普通預金口座（以下「被告人口座」という。）に、山口県阿武町が住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として4630万円を誤って振込入金したところ（以下、当該誤振込金を「本件誤振込金」という。）、被告人が、デビット決済又は■■■A■■■銀行のインターネットバンキングを用いて振込依頼を行い、海外カジノを利用する地位を得た事件である。

主な争点は、被告人が入力したデビットカード情報や被告人がインターネットバンキングシステムに入力した振込依頼に係る各情報が、電子計算機使用詐欺（刑法246条の2）が規定する「虚偽の情報」に該当するかという点である。

### 2 争点に関する原判決の要旨

原判決は、上記争点について、「いずれも電子計算機に虚偽の情報を与えるもので、その結果、被告人は不法の利益を得ていると判断した」と説示した。そして、原判決は、検察官の主張はその法的根拠や実質的理由が明確にはされていないとしつつも、結論においては正当なものと考えたとして、概略以下のような理由を述べると解される。

① 誤振込の時点で、■■■A■■■銀行と被告人との間で誤振込金相当額の普通預金契約が成立していた（平成8年判例）。

②-1 しかしながら、被告人は、誤振込の事実を知っていたのであるか

ら、平成15年判例に従うと、本件送金行為等の時点で当該事実を■■■A■■■銀行に告知すべき義務がある。

②-2 本件では、■■■A■■■銀行は誤振込の事実を知っており、調査等手続きは既に行われていた。しかし、銀行が誤振込を知っていてもなお告知義務はある。なぜならば、銀行は、誤って受取人口座に振り込まれた金銭についてどのように処理するのが相当かを早期に検討する必要性があるため、誤振込の受取人がどのような認識をしているのかなるべく早期に知る必要がある。

②-3 また、平成15年判例は、窓口における対面取引の事例であるところ、非対面取引のインターネットバンキングであろうと告知義務がある。

③「②」の告知義務に違反した被告人が本件送金行為等を行うことは信義則に基づき許されない。本件送金行為等は「正当な権利行使」ではない。

④ その上で、本件送金行為等において、被告人が入力した情報には、「正当な権利行使である」という情報も含まれるとし、被告人は、正当な権利行使でないにもかかわらず、「正当な権利行使である」という情報を入力したことから、被告人が入力した情報は「虚偽の情報」に該当する。

### 3 原判決の問題点の概要

(1) 判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の解釈・適用の誤り（刑事訴訟法381条）

ア 信義則上の告知義務について

(ア) 平成15年判例とは事案が異なる

平成15年判例は、誤振込事案一般についての抽象的判断ではなく、具体的な状況の中での事例判決である。平成15年判例は、救済判決的な限界事例（処罰範囲の限界に位置する事例）であり、安易に拡張すべきでない（弁2：品田意見書（阿武町誤振込み事件第

一審判決（山口地判令和5年2月28日裁判所ウェブサイト）について）12頁）。

しかしながら、原判決は、平成15年判例の射程範囲、事例の異同等を特に検討しないまま、漫然とその拡張、援用が行われている。

特に、本件は、誤振込の原因が振込依頼人である阿武町の過誤にあるところ、そのことは、被仕向銀行（■■■A■■■銀行〇〇支店）に対して、被告人よりも先に伝えられていた。いわゆる「誤発信」や「誤記帳」の事案でないことは、本件送金行為等の前に明らかになっていた事案である。

平成15年判例については、判決書、調査官解説、各論文等に基づいて、その事案の特徴、本件との事案の違いを明らかにし、その射程範囲について論じる。

(イ) 原判決が独自に挙げる理由についても、いずれも首肯できない。

また、原判決の理論は、様々な弊害がある。

#### イ 「虚偽の情報」について

原判決は、事実認定において、本件送金行為等における各情報入力について、「正当な権利行使である」という情報も含まれて入力されると認定することにより、真実は正当な権利行使ではないにもかかわらず、「正当な権利行使である」という「虚偽の情報」を与えたと結論付け、一切の理論的問題を回避している。

しかしながら、そもそも、インターネットバンキングの意思表示一般について、「正当な権利行使である」という情報が含まれていると解釈し、「正当な権利行使」ではないとされた行為を処罰する場合、電子計算機使用詐欺罪が「虚偽の情報」という文言によりいわゆる利益窃盗一

般を処罰するのではなく、犯罪の成立を一定の範囲に限定しようとした趣旨を没却し、条文の文言を離れた新たな構成要件を作出したとの批判を免れられない。

電子計算機使用詐欺罪における「虚偽の情報」については、過去の判例上、その解釈について一定の定義が示されており、条文に基づいた解釈を行うべきである。論告、弁論でも争われているにもかかわらず、原審は、条文の解釈、当てはめを行わず、法令の解釈を誤っている。

原判決の理論的問題点を明確化し、あるべき解釈論について、整理して再提示する。

(2) 判決に影響を及ぼすことが明らかな事実認定の誤り（刑事訴訟法382条）

本件は、法解釈を除いた公訴事実の客観的部分について、ほとんど争いが無い事案である。しかし、法解釈（上記「信義則上の告知義務」の判断、「虚偽の情報」の判断等）の前提となる重要な事実等について、原審において証拠に基づく審理が尽くされないまま、漫然と平成15年判例の趣旨を直接の根拠とした事実認定が横行しており（かつ、その事実認定の多くが誤っている。）、また、判断に必要となる事実認定が証拠により行われていない。

なお、審理不尽により事実を誤認をきたした場合は、原因となった裁判所の訴訟手続の上の義務違反としての面もあるため、その場合には刑事訴訟法379条違反となる。

以下、個別論点について詳述する。

## 第2 各論 原判決の問題点について

### 1 信義則上の告知義務について

#### (1) はじめに

上述のとおり、原審は、平成15年判例をその唯一の根拠とし、「調査手続きを取る利益」を主な理由として、信義則上の告知義務を認める。

しかしながら、原審は、平成15年判例の理論的根拠についてよく検討せず、その結論、同判例で判示された文言のみを拡張解釈し、援用することによって、有罪判決の結論を導いたものと言わざるを得ない。

本稿では、まず、原審が根拠とする平成15年判例について詳細に検討し、本件との事案の違いを明らかにした上でその射程について検討し、その弊害等についても指摘し、法令の解釈、適用の誤りについて明らかにする。

#### (2) 平成15年判例との事案の違い

##### ア 原審の平成15年判例の理解

(ア) 原判決は、「平成15年判例は、誤って受取人口座に金銭が振り込まれた場合、これを知った被仕向銀行が、自行の口座入金手続きに過誤がないかを調査し、さらに、仕向銀行及び仕向銀行を通じて振込依頼人に照会するなどした上、振込依頼人に過誤があり組戻しを求められれば、受取人の承諾を得た上で組戻しの手続を採るとというのが銀行実務（以下「調査等手続」という。）であることを前提として、誤って受取人口座に金銭が振り込まれた場合に、関係者間での無用な紛争の発生を防いだり、あるいは、被仕向銀行が振込依頼人と受取人との間の紛争等に巻き込まれないようにすることで振込送金制度の円滑な運用を維持するために、被仕向銀行に調査等手続を採る利益を認めるとともに、その利益を実質的なものとするために、受取人口座に誤った振込みがあったことを受取人が知った場合には、信義則に基づき受取人に被仕向銀行に対する

告知義務を課することを内容としている」と説示する。

(イ) 平成15年判例が認定する銀行実務

まず、平成15年判例は、「記録によれば、銀行実務では、振込先の口座を誤って振込依頼をした振込依頼人からの申出があれば、受取人の預金口座への入金処理が完了している場合であっても、受取人の承諾を得て振込依頼前の状態に戻す、組戻しという手続が執られている。また、受取人から誤った振込みがある旨の指摘があった場合にも、自行の入金処理に誤りがなかったかどうかを確認する一方、振込依頼先の銀行及び同銀行を通じて振込依頼人に対し、当該振込みの過誤の有無に関する照会を行うなどの措置が講じられている。」と判示する。

そして、平成15年判例の最高裁判所調査官解説（以下「平成15年調査官解説」という。）では、記録上認められる誤振込であることが判明した場合の被仕向銀行の対応は、以下のとおりである（平成15年調査官解説118頁 注5）。

- ① 「受取人の口座に入金処理後、振込依頼人から元に戻してほしい旨の依頼（組戻しの依頼）が仕向銀行にあった場合は、すでに預金債権が成立しているので、受取人の承諾を得た上で組戻しの手続を採る。受取人が応諾しない場合には、被仕向銀行から仕向銀行に対し、『組戻し応諾できず』という回答文を流すことになる。この場合は、振込規定8条3項に定めるとおり、振込依頼人と受取人との間で協議してもらうことになる」
- ② 「振込依頼人と被仕向銀行との間には、何らの法律関係もないので、振込依頼人から被仕向銀行に対して直接事情説明があった場合には、仕向銀行に対して組戻しの手続を採るように説明している。」
- ③ 「受取人から誤振込みである旨の申出があった場合、被仕向銀行と

しては、その原因を調査し、それが被仕向銀行のミスによる誤記帳なのか、振込みのミスによるものなのかを確定する。誤記帳である場合には、受取人の承諾の有無にかかわらず入金を取り消すことになる。振込み自体に間違いがあることが分かれば、仕向銀行を通じて振込みに間違いがないかどうかを照会する。」

- ④ 「①、③いずれの場合でも、被仕向銀行としては、振込依頼人において差押え等の法的手続を採ってもらわない限り、受取人への預金支払を拒否することはできない。支払を停めるにしても限界があり、振込依頼人において法的手続を採るまで支払を停止するということは困難である。」

原審は、平成15年判例を根拠として、信義則上の告知義務や調査等手続きを認定していると考えられるので、調査等手続きの具体的内容として、上記内容を前提として議論する。

#### (ウ) 原審認定の告知義務の理由

弁護人は、原審の弁論において、本件は、実行行為前に、仕向銀行及び被仕向銀行の双方に過誤がないことが判明していたこと、組戻手続きは、既に振込依頼人から申出があり、後は被告人が署名するだけの状態となっていたこと（受取人に組戻に応じる義務はない）を指摘し、平成15年判例のような「調査等手続」は相当程度終了しており「調査等手続きを取る利益」は既に存在しないことを指摘した。

しかし、原審は、「平成15年判例の趣旨に照らすと、仮に、既に被仕向銀行が受取人口座に誤った振込みがあったことを知っているという事情があったとしても、被仕向銀行としては (i) 関係者間での無用な紛争の発生を防いだり、あるいは、(ii) 被仕向銀行が振込依頼人と受取人との間の紛争等に巻き込まれないようするために、(iii) 誤って受



取人口座に振り込まれた金銭についてどのように処理をするのが相当かを早期に検討する必要があるといえる。そして、その検討のためには、受取人口座に誤って振り込まれた金銭について、(iv) その原因行為の有無等につき受取人がどのように認識しているのかをなるべく早期に被仕向銀行が知る必要がある。そうすると、被仕向銀行が受取人口座に誤った振込みがあることを既に知っていたとしてもなお、受取人には被仕向銀行に対する告知義務があるというべきである」（傍線及び括弧内は弁護人）と説示する。

ここで説示された（i）及び（ii）の理由から、（iii）が導かれ、（iii）の必要から（iv）の必要が導かれることが、原審の指摘する告知義務の理由であると考えられる。

#### （エ）まとめ

以上のとおり、原審において、「信義則上の告知義務」を認める根拠は、①「平成15年判例の趣旨」が本件についても当てはまること、②その理由として、先述の（i）ないし（iv）を述べるのである。

以下、①について、「平成15年判例の趣旨」を読み解き、本件とは事案を異にし、その射程が及ばないことを明らかにする。②について、①を補強する理由にならないことを論述する。

#### イ 平成15年判例における「調査等手続きを取る利益」の意味

平成15年判例がどのような理由で、「これらの措置」を認めたのかを確認する。

平成15年判例の決定書では、確かに調査等手続きについて言及し、その上で「これらの措置は、普通預金規定、振込規定等の趣旨に沿った取扱いであり、安全な振込送金制度を維持するために有益なものである上、銀

行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれないためにも必要なもの  
ということができる。また、振込依頼人、受取人等関係者間での無用な紛争  
の発生を防止するという観点から、社会的にも有意義なものである。した  
がって、銀行にとって、払戻請求を受けた預金が誤った振込みによるもの  
か否かは、直ちにその支払に応ずるか否かを決する上で重要な事柄である  
といわなければならない。」と結論付ける。

しかしながら、調査等手続きについて、平成15年調査官解説は、「被  
仕向銀行において必要な調査、照会をし、被仕向銀行、仕向銀行の事務処  
理に過誤がなかったことが明らかになった後、受取人が組戻しに応じず、  
預金の払戻しを強く請求したときには、これに応じざるを得ないことにな  
る。」、「受取人が誤振込の事実を秘して預金の払い戻しを請求しても、  
これを告げて預金の払い戻しを請求した場合に比し、若干（調査、紹介等  
の措置を執るのに必要にして合理的な期間）早く預金の払い戻しを受ける  
ことが出来るにすぎない」とする。その上で、先例として、最一小判平成  
13年7月19日（以下、単に「平成13年判例」という。）に触れた上  
で、「同判決は、請負人が受領する権利を有する請負代金を本来の支払時  
期より前に受領したという事案について、請負人が受領する権利を有する  
請負代金を欺罔手段を用いて不当に早く受領したとしてその代金全額につ  
いて刑法246条の1項の詐欺罪が成立するには、欺罔手段を用いなかった  
場合に得られたであろう請負代金の支払いとは社会通念上別個の支払い  
に当たるといい得る程度の期間、支払時期を早めたものであることを要す  
る。」、「本件では、欺罔行為を用いて支払時期を早めた期間だけに着目  
すれば、社会通念上別個の支払に当たるといい得る程度の期間、支払時期  
を早めたものとはいえないであろう。」と述べる。

そして、「誤振込みに係る事案については、当初から預金債権の成否が  
関係者間で明らかになっているわけではなく、被仕向銀行の調査、照会等

の結果を待って、その成否が明らかになるのである。そして、被仕向銀行の調査、照会等の結果、預金債権の成立が否定される可能性がある以上、調査、照会等の手続を経た上での預金の払戻しと、それを経ない預金の払戻しとは、質的に全く異なるものといえる。」「そうすると、誤振込みに係る預金の払戻しであることを秘して行われた預金払戻請求に基づく払戻しと、これを告知した上で行われた預金の払戻しとは、社会通念上別個の払戻しに当たるといえるから、誤振込みに係る預金の払戻しであることを秘して行われた預金払戻請求が詐欺罪に該当することは明らかである」とする。

つまり、平成15年判例を平成15年調査官解説をもとに理解すると、まず、受取人が誤振込の事実を秘して預金の払い戻しを請求した場合の払戻しと、これを告げて預金の払い戻しを請求した場合の払戻しについて、「社会通念上別個の払戻しに当たるといえる」ことが必要である（平成13年判例同旨）。

加えて、調査に必要な期間等の支払時期を早めた期間だけに着目すれば、社会通念上別個の払戻しに当たるといえないと考えられるが、調査、照会等の手続を経た上での預金の払戻しと、それを経ない預金の払戻しとは、「社会通念上別個の払戻し」に当たるといえるとするのである。

当該理解を前提とすると、誤振込みの場合、信義則上の告知義務を理由に詐欺罪などの財産犯が成立し得るのは、当初から預金債権の成否が関係者間で明らかになっているわけではないために被仕向銀行の調査、照会等の結果、預金債権の成立が否定される可能性がある場合なのである。

このことは、平成15年判例の後に、被仕向銀行に対する誤振込金の払戻請求権を認めた平成20年10月10日の最高裁判所の民事判決（以下「平成20年判例」という。）の調査官解説（以下単に「平成20年調査官解説」という。）も、次のように述べて認めている。すなわち、「被

仕向銀行の調査、照会等の結果、預金債権の成立が否定される可能性がある以上、調査、照会等の手続を経た上での預金の払戻しと、それを経ない預金の払戻しとは、質的に全く異なり、前者と後者とは、社会通念上別個の払戻しに当たるといえるから、誤振込みに係る預金の払戻しであることを秘して行われた預金払戻請求が詐欺罪に該当することは明らかである。」とする。その上で、「銀行は、上記の調査、照会等の手続に必要な限度で現金を保持するという財産上の利益があるのに、誤振込みに係る預金の払戻しであることを秘して払戻請求がされたことにより、現金の交付を余儀なくされたので、財産罪である詐欺罪が成立するということであろう。」という理解が示されている。

このように、被仕向銀行の調査、照会等の結果、預金債権の成立が否定される可能性がある場合において、被仕向銀行に「調査手続を取る利益」が認められるのは、この時点では預金債権の成否が関係者間で明らかになっているわけではないために、被仕向銀行が無効な預金債権を知らずに払い戻すリスクを負うからである。

これに対して、被仕向銀行の調査、照会等の結果、預金債権の成立が認められることが明らかになれば、被仕向銀行はこのようなリスクを負わずに払い戻すことになるので、調査、照会等の手続を経た上での預金の払戻しと、それを経ない預金の払戻しとは、質的に全く異なり、前者と後者とは、社会通念上別個の払戻しに当たるといえることになるのである。

なお、「預金債権の成立が否定される」場合とは、先の平成15年調査官解説によれば、振込みの際に仕向銀行に過誤がある場合（「誤発信」）と、被仕向銀行に過誤がある場合（「誤記帳」）の二つである。

これに対し、振込（依頼）人の過誤による誤振込みの場合には、平成8年判例に従い、預金債権が有効に成立するのは、原審でも認定するとおりである。本件は、「被仕向銀行の調査、照会等の結果、預金債権の成立が

否定される可能性」はすでに否定され、本件誤振込みは振込人の過誤によるものであり、預金債権は有効に成立していることが明らかであった。しかも、組戻しの準備はすでに終わっており、あとは振込金組戻承諾書への被告人の署名・押印を待つばかりであったと思われる。

これは、「振込依頼人から振込委託に誤りがあったことを理由に組戻しの請求がされた後に受取人から払戻しの請求があった場合」であって、このような場合には、平成8年判例によれば、「振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではない」のである。ましてや、振込（依頼）人と受取人とを仲介するに過ぎない被仕向銀行が、受取人による「右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得する」ことはあり得ない。

つまり、本件では、被告人が誤振込みを知った時点で預金債権が成立していることはすでに明らかであって、■■■A■■■銀行には原審が説示するような「調査等手続を採る利益」は認められない。

したがって、信義則上の告知義務は発生していない。少なくとも、平成15年判例を根拠として、そのような論を展開することは、法令の解釈、適用を誤ったものと断じざるを得ない。

#### ウ 窓口での対面取引ではないこと

本件において、被告人が実際に入力した情報、状況は、原審の弁第5号証ないし8号証で示したとおりである。

送金手続きの際、誤振込の事実について、入力を求められることは一切なく、仮にそのような情報を入力しようとしても、入力する画面がなかった。

仮に、窓口での対面取引の事案であれば、具体的なやりとりの中で、相

手方が何らかの重要な錯誤に陥っていれば、気付くこともあり得る上、必要な告知を行う事も容易である（目の前の相手方に話しかけるだけである。）。

しかし、本件においては、目の前に相手方がいないインターネットバンキング等の事案である。取引の過程において、全く入力を求めておらず、システム上関心も払われておらず、処理もされていない情報について、あえて告知が必要であると情報入力者において判断することは困難である。そして、仮に、告知しようとしたところで、そのような機能はなく不可能（少なくとも著しく困難）なのである。

さらには、何らかの告知の方法を考えるとする。例えば、インターネットバンキング上に告知の方法がないので、一度窓口に赴き、誤振込であることを告知した後、改めてインターネットバンキングで振込依頼を行ったとする。その場合、一度告知したので、以後は告知が不要であり、振込依頼をする正当な権限があると解されるのか。あるいは、各取引ごとに、改めて誤振込であることを告知して振込依頼を行うべき告知義務があると解されるのか。仮に後者であれば、インターネットバンキングにおいては、およそ告知義務を果たすことは不可能であるという結論となる。

本件においては、限界事例と考えられる平成15年判例の事案と比べても、告知義務の根拠となる利益は著しく低いことは明白である。

したがって、何らかの信義則上の義務が観念されるとしても、そのような弱い信義則上の義務によって、およそ実現不能な行為を行う義務を重い刑罰でもって課すことが正当化され得るのか疑問である。原審は、何ら検討を行うことなく、窓口での対面取引の事案と同様に判断しており、是認できない。

なお、この点については、一般論として、信義則上の義務を認定するに当たっても考慮すべき事情であるだけでなく、一般論としての告知義務が

否定された場合、なお、個別具体的な状況として信義則上の告知義務が認められるとする要素もない。

### (3) 原審の挙げる告知義務の根拠について

縷々論述したとおり、原審は、平成15年判例の理解を誤り、その誤った理解をほとんど唯一の根拠として、本件について信義則上の告知義務を判断している。原審の誤りは明白であるが、なお、念のため、原審が既に被仕向銀行が受取人口座に誤った振込みがあったことを知っているという事情があったとしても、なお告知義務があるとする理由について個別に検討する。

#### ア (i) 関係者間での無用な紛争の発生を防ぐこと

電子計算機使用詐欺は、個人的法益に対する罪である。

そして、本件においては、被害者は、■■■A■■■銀行とされている。したがって、関係者間での無用な紛争の発生を防ぐということは、被害者である被仕向銀行の財産権とは何ら関係が無く、直接犯罪成立の理由とはなり得ない。したがって、原審の当該記載は、後に続く、関係者間の紛争の結果、「銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれない」ためというつながりの記載であると解される。

#### イ (ii) 銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれない利益

では、無効ないし成立していない預金債権の払戻しをさせられるリスクを回避するという利益とは別に、「銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれない利益」があるのか検討する。

上述のとおり、原審は、「銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれない利益」から、「(iv) その原因行為の有無等につき受取人がどのように認識しているのかをなるべく早期に被仕向銀行が知る必要」を導き

出す。

しかしながら、平成8年判例は、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。」と判示している。つまり、預金債権はその原因行為の有無等にかかわらず、振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときに成立するのである。しかも、その理由は、「振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を知ることなくこれを遂行する仕組みが採られている」とされる。

むしろ、被仕向銀行にそのような誤振込みの事実を知る必要がある（しかも、刑事罰によって保護されるべき強い必要性がある）のであれば、誤振込みは「本来振込依頼人と受取人間の原因関係をめぐるとラブルなのに、銀行を紛争に巻き込み、対応困難な立場に置くことになる」のであり、そのような事実の兆候がありながらこれを調査しなかったことが銀行の過失となり、誤振込の依頼人から損害賠償を請求されることにもなりかねないのである。「銀行はいわば支払仲介機関にすぎないのであり、銀行としては、どのような原因で振込みがされるかについては一切考慮しないし、考慮もできない」（平成8年判例の最高裁判所調査官解説の378頁）のである。

つまり、当該利益を考慮するのであれば、銀行は、「原因となる法律関係の存否、内容等を知ることなくこれを遂行する仕組」を重視することが論理的帰結であり、被仕向銀行について、原因行為の有無について早



期に知る必要を認めることによって、「銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込ま」れる危険性を増やしてしまうのであり、理由付けと結論が対応しておらず、平成8年判例の趣旨を没却する論拠である。

ウ 「(iii) 誤振込金についてどのように処理をするのが相当かを早期に検討する必要」について

先述のとおり、被仕向銀行にとって、どのような処理をするかについて最も重要な事項は、誤送金の原因がいわゆる「誤発信」又は「誤記帳」の事案であり、その場合、入金記帳を取り消す等の仕向銀行、被仕向銀行間のやりとりにおいて、組戻手続きを行う事ができる。この場合であれば、確かに、被仕向銀行において、処理を早期に検討する必要があると思われる。しかしながら、そのような事案ではないことは、既に確定していた。

そのような状況において、■■■A■■■銀行は、阿武町に対し、「誤振込がなされたケースは・・・口座を凍結する対象にはならぬ」と解答し（甲16の6頁等）、また、被告人との交渉について、阿武町に一任している（なお、銀行実務上も、組戻手続きへの承諾が得られない場合は、振込依頼人と受取人間の交渉とされている（甲8、甲9）。）。

銀行が執りうる手段は、後述するとおり、受取人への説得程度しかない。特に、早期に検討する必要があるとは考えられない上、実際に、本件において、■■■A■■■銀行は、被告人には一本の電話も掛けていないなど（甲16）、問題の早期処理に主体的に行動していた事実は証拠上認められない。

エ 「(iv) 原因行為の有無等につき受取人がどのように認識しているかをなるべく早期に知る必要」について

原審は、「誤って受取人口座に振り込まれた金銭についてどのように処

理をするのが相当かを早期に検討する必要がある」とし、「その検討のためには、受取人口座に誤って振り込まれた金銭について、その原因行為の有無等につき受取人がどのように認識しているかをなるべく早期に被仕向銀行が知る必要がある。」と説示する。

先述のとおり、調査等手続きは、預金債権の成否が関係者間で明らかになっているわけではないことから取られるのである。具体的には、仕向銀行による「誤送信」又は被仕向銀行による「誤記帳」の事案であるか、振込依頼者による過誤の事案であるかを判別し、預金債権の成立が否定される可能性があるか検討する。

本件においては、誤送金の原因は、阿武町職員の過誤であることは当初から明らかであった。ここで、仮に被告人に対し、「原因行為の有無等につき受取人がどのように認識しているか」を追加して問うたところで、受取人である被告人には、阿武町側の過誤なのか、銀行側の過誤なのかなど確認しようがなく、預金債権の成否を確認するという先述の目的について全く資することがない。

また、単に、「その原因行為の有無等」について、受取人側で心当たりがあるかという点のみに絞って質問したとする。その場合、当該告知をしたかどうかに関わらず、■■■A■■■銀行〇〇支店の窓口での対応は、振込依頼人と話し合うことや、組戻に応じるように説得する（甲9）というものである。そして、説得に応じず払戻を求められた場合には、原因関係についてどのような回答をしたのか、誤振込であることを告知したか否かにかかわらず、払戻に応じるしかないのである（平成15年調査官解説参照）。つまり、誤送金について、「その原因行為の有無等につき受取人がどのように認識しているか」によって、■■■A■■■銀行〇〇支店の対応は特に変更されない。結局のところ、■■■A■■■銀行からすると、原因行為の有無についての受取人の認識など意味を持たず、被告人が組戻に応じる

かどうかが重要なのである。

調査等手続きが既に行われ、原因行為の実態が明らかになった状態において、「その原因行為の有無等につき受取人がどのように認識しているか」を確認しても■■■A■■■銀行の対応に特に影響を与えることはない。

そうであるにもかかわらず、当該告知を行わなければ、払戻を受ける正当な権利がないとすることは、実質的に、被告人には、組戻応諾義務、組戻に応じるよう行われる説得受忍義務を認めるも同然である。しかしながら、そのような義務は成立しようもない。

オ 本件において、「社会通念上別個」の振込依頼に当たるのか

以上の理解をもとに、仮に、窓口にて、誤振込であることを告げて、振込依頼を行った場合を検討する。その場合、■■■A■■■銀行の対応は、「組戻に応じるように説得する」というものであったという（甲9）。そして、原告が、説得に応じなかった場合には、「これに応じざるを得ないことになる。」のである（平成15年調査官解説参照）。

一方、本件のように、窓口にて、誤振込であることを告げずに振込依頼を行った場合、■■■A■■■銀行は、被告人に誤振込の事実を質問し、誤振込の事実を認めれば、組戻に応じるように説得し、認めなかった場合には、振込依頼人と話し合うように促すという（甲9）。この場合における振込依頼は、上記誤振込であることを告げて振込依頼を行った場合と同様の状況であるから、「社会通念上別個」の振込依頼ということとはできない。

また、仮に、誤振込であることに気付かずに■■■A■■■銀行の窓口行員が振込依頼に応じたと仮定する。その場合、■■■A■■■銀行による被告人に対する前記説得という過程が省略され、当該振込依頼に応じるということになる。

以上のとおり、本件各振込依頼の段階において、■■■A■■■銀行窓口において、振込依頼を行う際、告知が行われた場合と、告知が行われなかった場合とを比較すると、その差は、最大限見積もっても、■■■A■■■銀行による説得（とそれに伴う手続きの一時猶予）が振込依頼に応じる前に挟まれるかどうかという点である。

では、■■■A■■■銀行による説得が行われた上での振込依頼と、説得が行われていない振込依頼は、「社会通念上別個」の振込依頼といえるのであろうか。

この点、説得に要する期間を根拠とすることは困難である。先述のとおり、平成15年調査官解説は、調査等手続きのための期間をもってしても、支払いを早めた期間に着目すれば、「社会通念上別個」といえないと考えており、それよりも短期間としか考え得ない説得のための期間を根拠とすることは困難である。

また、当該説得活動は、何ら法律上の根拠をもたず、また、銀行取引規約上も根拠がない。そして、先述のとおり、当該説得活動は、銀行の財産権とは無関係であり、電子計算機使用詐欺罪という刑事罰によって保護される利益を有していないというべきである。

■■■A■■■銀行による説得を行わせる利益から、「社会通念上別個」の振込依頼と解することは不可能である。

#### カ 小括

以上のとおり、原審が挙げる告知義務の根拠は、平成15年判例の解釈を誤り、また、その誤った理解に基づく事実認定に基づくものである上、本件の事情（被仕向銀行が受取人口座に誤った振込みがあったことを知っているという事情）に則して検討しても、信義則上の告知義務は発生していない。

#### (4) 原審認定の弊害について

##### ア 原審が認定する「告知義務」について

原審は、平成15年判例の趣旨を根拠として、「受取人は、誤って受取人口座に金銭が振り込まれた事実を知った後、直ちにこれを被仕向銀行に告知しなければならないと解するべき」とする。そして、「被仕向銀行が受取人口座に誤った振込みがあることを既に知っていたとしてもなお、受取人には被仕向銀行に対する告知義務がある」と説示する。

そして、「告知義務に違反している受取人が、誤って受取人口座に振り込まれた金銭分の預金について権利行使をすることは、信義則に基づき許されない」とし、罪となる事実においても、「被告人口座に振り込まれた本件誤振込金につき、誤って振り込まれた被告人には無関係な振込金であることを認識しているものの、その旨を■■■A■■■銀行に告知していないため、本件誤振込金について振込依頼等を行うことが許されない」と犯罪の成立を認める。

この点につき、本件における、個別的事情から信義則上の義務を認めたのであれば、証拠に基づかない事実認定といえる。また、仮に、一般論として、誤送金を知った受取人への広範な信義則上の告知義務を認めるのであれば、その根拠が不明であるだけでなく、以下のような弊害が考えられる。

##### イ 無限定な告知義務違反の拡大

誤振込が行われた際、その原因が振込依頼者、仕向銀行、被仕向銀行のいずれかにあったとしても、この時点においては、受取人は、一方的な被害者であって、何ら過失がない状況にある。

かかる状況において、原判決のように、「受取人は、誤って受取人口座に金銭が振り込まれた事実を知った後、直ちにこれを被仕向銀行に告知し

なければならない」として、受取人側から、積極的に被仕向銀行に直ちに告知しなければならない義務を課すべき根拠が全く不明である。法律上も、預金規定上もそのような義務の根拠は見いだせないし、当事者間の利益衡量を考えても、不当としか言いようがない。

そのような積極的な告知義務が認められると、例えば、誤送金が行われ、受取人がそのことを知った後、被仕向銀行に連絡せず、払戻等も行わずにただ放置した場合にも、そのことが銀行との関係で不法行為であると認定されてしまうおそれが発生する。

平成15年判例においても、具体的状況の中、払戻請求との関係で告知義務を觀念しているものと考えられ、原審の言うような受取人側が直ちにこれを告知すべき積極的告知義務を認めたものとは解せない。

#### ウ 組戻手続以外の解決方法を排除してしまうこと

原審は、誤振込が行われた際、受取人が被仕向け銀行に連絡し、組戻し手続が行われるという解決方法を唯一の前提として論を進める。

しかしながら、現実には、誤振込が行われた際、特に振込依頼人と受取人が従来から関係があり直接連絡先を知っている場合など、振込依頼者と受取人が個別に連絡を取り合っ、解決することはよく見られる現象である。

例えば、何らかの支払について、継続的に取引がある者の間で誤送金が発生してしまった場合、次回取引の際に差し引き精算する、当該誤振り込みされた金銭についてはそのまま受領し、手持ちの現金等から別個に返金する等の解決方法がいくらでも考えられる。そして、そのような解決について、当事者が納得しているのであれば、何ら問題ないのである。その時点で何ら非のない受取人に対し、銀行の営業時間中に銀行窓口への出頭を求め、迂遠な手続を取らせる手間を負わせることなく、簡単な解決方法

をとることは是認されるべきであるし、受取人への負担を義務として強いことを正当化することは困難である。

しかしながら、原審の理論構成であれば、誤振込を知った受取人は、当該誤振込について、銀行への告知義務を果たさなければ、振込依頼等をすることが許されないのである。これでは、社会一般で行われている銀行を介さない誤振込事案についての解決方法をすべて違法化して処罰可能としてしまう。

また、誤振込をしてしまった振込依頼人としては、お金が返ってくることが最優先なのであり、そのような簡易な解決方法が処罰されかねない認定を裁判所がすることによって、迂遠な組戻手続を強要された結果、かえって誤振込金の回収に余計な困難を生じさせてしまう。現金で返金する等の簡易な解決方法であれば、直ちに解決する問題であるところ、組戻手続きでは、例えば、受取人が多忙で営業時間内に銀行窓口に行くことが困難なため（通常、銀行の営業時間は平日午後3時までである。そのような時間内に、銀行窓口へ行くことを強制されて迷惑でないことがあろうか。）、なかなか組戻手続きに応じてもらえないこと等は容易に想定される。時期的にも解決が遅れ、受取人が簡単に返金に応じてくれる可能性も下がってしまい（窓口に出向くための日当、休業補償等の問題も発生する。）、当事者全員に余計なコストを発生させることとなる。

さらには、当事者同士において、何らかの形で解決した誤振込事案についても、当事者の事情を無視して処罰することが可能となってしまう。本件が、実質的被害者である阿武町の被害届を得ることなく逮捕、起訴に踏み切っていることから、理論上そのようなことが可能となる。

本件においても、例えば、インターネットバンキングを用いて、被告人から、阿武町に本件誤送金相当額を逆送金することによって、被告人から■■■A■■■銀行に対する告知義務など果たさずに振込依頼を行ったとし

て、何の問題があるのでしょうか（なお、振込依頼人の過誤による誤送金について、入金記帳後の組戻は、実質的には逆送金である。）。それでも「振込依頼等を行うことが許されない」とする実質的な根拠は見いだせない。これでは、もはや、刑法を使って裁判所が何を守っているのか意味不明である（個別財産権の回復を犠牲にして、いったい誰の利益か分からない（原因関係の無い取引を排除した）清く正しい銀行システムの維持を図るということなのだろうか。）。

むしろ、振込依頼人から、受取人に対し、組戻手続を要求する根拠がなく、組戻手続以外の解決方法が犯罪とされるおそれがあると、却って事態の解決を困難とする場面が想定されるのである。

#### エ 銀行が、各取引の原因関係への関与を強いられること

先述のとおり、被仕向銀行側に、誤送金について調査する利益を強く認めることは、被仕向銀行に、預金成立についての原因関係の調査義務を認めることに繋がる。その場合、銀行側としても、振込依頼人等関係者から損害賠償請求を受けるリスクを想定しなければならず、また、必要な調査等にコストを掛けることも求められる。

また、銀行利用者としても、銀行から、原因関係の調査を理由として、取引に制約を受ける危険性が增大する。

その結果、銀行取引全体のコストが増大し、安価で多数の取引を可能とする社会の基本インフラとも言うべき銀行の送金システム全体を不安定とし、国民全体の利益を阻害するおそれがある。

#### オ 小括

平成15年判例は、誤振込の事実について、銀行が知らない場合について、受取人に信義則上の告知義務を認める。



しかし、そのような信義則上の告知義務について、受取人側からの即時積極的な義務と曲解した上で、なんら留保を付けることもなく、銀行が誤振込を知った場合でも、必要な調査が終了していたとしても、なお課される強靱な義務として、次々に拡張されていくとすれば、銀行取引を行う個人の利益も害し、銀行取引全体の安定性も害し、処罰の輪郭をあやふやなものとするものであり、罪刑法定主義(憲法31条)の観点から許されず、その弊害は多大なものである。

#### (5) 小括

以上のとおり、原判決は、平成15年判例の解釈を誤り、また、その誤った理解を根拠として、証拠に基づかない事実認定を行い、さらには、その事案よりも広範囲に処罰範囲の拡張を行おうとするものである。

しかし、以上述べたとおり、平成15年判例は原審の判断の根拠となり得ず、また、平成15年判例が「信義則上の告知義務」を認めた根拠を詳細に検討すると、むしろ、本件においては、事案の違いから、同様の義務を認めることは困難であると考えられる。さらには、原審が平成15年判例を拡張適用しようとして述べる理由は、いずれも是認できず、却って様々な弊害を生むものである。

原判決は、最高裁判例の解釈を誤り、電子計算機使用詐欺罪についての適用を誤っていることは明らかである。

## 2 「虚偽の情報」について

原判決は、「虚偽の情報」について法令の解釈を誤って本件に適用したものであり、御庁においてこの誤りは是正されなければならない。

### (1) 問題の所在

原審も認定するとおり、令和4年5月8日、誤送金が行われ、入金記帳

された段階で、被告人と■■■A■■■銀行との間に本件誤振込金相当額の普通預金契約が成立し、被告人が■■■A■■■銀行に対し本件誤振込金相当額の預金債権を有していた（平成8年判例同旨）。また、誤送金によって成立した普通預金契約に基づく受取人から被仕向銀行に対する払戻請求（振込依頼も同様と解される。）は、不当利得返還債務の履行手段としてのものに限定されることはない（平成20年判例同旨）。

そして、被告人は、インターネットバンキングを用いるなどして、被告人口座から他口座への送金を行った。その際、被告人の入力した情報は、自己の口座に対して、自己のパスワードを使用して、有効に成立した預金残高の範囲で、送金依頼をしたものである。電子計算機使用詐欺罪の構成要件として、条文は、「虚偽の情報・・・を与えて」（刑法246条の2）と規定しており、条文の文言を素直に解釈すると、被告人が入力した情報に何ら虚偽は存在しない。

自己の口座について、民法上有効に成立している普通預金契約に基づいて、正確な情報入力を行っており、当該情報は、「虚偽の情報」に該当せず、電子計算機使用詐欺罪は成立しないと解される。すなわち、同条にいう「情報」に被害者たる銀行において利害関係を負わない「原因関係の有無」までは含まれないと解すべきである。

## （2）原審の認定について

この点、原審において、電子計算機使用詐欺罪の構成要件である「虚偽の情報」について、弁護人の弁論、検察官の論告双方において、解釈論が展開された。しかしながら、原判決は、何ら理由を付さず、「本件各入力行為によって入力された情報は、被告人が直接入力した被告人口座の情報等だけでなく、その前提として、本件送金行為等が正当な権利行使であるという情報も含まれているものと解される。」と事実認定し、「そうする

と、本件送金行為等が正当な権利行使でないにもかかわらず、本件送金行為等が正当な権利行使であるという情報を■■■A■■■銀行の電子計算機に与えているのであるから、本件各入力行為は、電子計算機使用詐欺罪の「虚偽の情報を与えた」に該当する。」として、「虚偽の情報」について何らかの法律解釈を行うことを回避した。

(3) なぜ「正当な権利行使」という情報も含まれるのか

ア 本件各証拠を検討しても、被告人が、本件各入力行為について、「本件送金行為等が正当な権利行使であるという情報も含」んで入力した事実は存在しない。また、本件各入力行為の際に、そのような情報の入力を求められたこともない（原審の弁5乃至8号証）。

イ その上で、インターネットバンキングという、一般社会で広範囲に行われる行為について、仮に、取引に係る情報入力に一般論として「正当な権利行使であるという情報も含まれている」と解し、電子計算機使用詐欺罪が適用されるのであれば、インターネット上の決済について、「正当な権利行使」ではないとされる取引一般を詐欺罪と同等の刑罰で処罰することと同義である。なぜならば、当該解釈の下では、インターネットバンキング等の事例について、電子計算機使用詐欺罪が認められるかどうかは、「虚偽の情報を・・・与え」等の条文記載の構成要件へのあてはめではなく、条文には存在しない、当該取引が「正当な権利行使である」かどうかという構成要件とは別の条件への当てはめの問題に解消されてしまうのである。

法は、一般に、利益窃盗は不可罰とし、その上で広義の利益窃盗の類型のうち、いわゆる2項犯罪等、特定の構成要件の下で一部のみを処罰する態度を取っている。しかし、不可罰である利益窃盗の広範囲な部分について、インターネット上の決済に「正当な権利行使」という情報を

読み込むことによって、立法に寄らず処罰可能とする解釈となる。もはや、原審裁判官による、新しい構成要件の創設である。このような解釈は罪刑法的主義（憲法31条）の観点からも到底許容できないというべきである。

ウ 「正当な権利行使」という言葉は、抽象的で一義的に理解できない。

「正当な権利行使」とは、素直な理解でいうと、民法上、許される権利行使と言うことであろうが、民法上では、様々な権利行使が無効となる事情が考えられる。原判決に従えば、インターネット上の決済について、結果として無効とされるなどして、（民法上）正当な権利行使ではなかった場合、全て電子計算機使用詐欺罪の客観的構成要件には該当し、あとは故意や可罰的違法性の問題とでも解するのであるだろうか。

しかも、本件においても問題となっている誤振込事案については、平成8年判例、平成20年判例において、民法上は権利行使可能なことが判示されているのである。

仮に、民法とは異なる、刑法特有の「正当な権利行使」を観念しているのであれば、尚更一般国民に対して、内容が理解できず、構成要件の機能を阻害する。

エ 仮に、本件の特有な事情から、「正当な権利行使であるという情報」が含まれると解しているのであれば、そのような事実認定についての証拠は示されておらず、証拠に寄らない事実認定である。

オ なお、原判決は、判決書中の「（犯罪事実）」において、「第1」、「第2」各番号のいずれにおいても、「正当な権利行使であるという情報」を被告人が「情報」として入力したことを明示的に認定しておらず、それに伴って、認定した証拠の記載もない。たとえば、第2の1においては「被告人口座から…別表2の「振込金額（円）」欄記載の金額の振込を依頼する旨の虚偽の情報を与え」とだけする。

犯罪事実として、原判決の記載した事実から、当然に「正当な権利行使であるという情報」が含まれるという趣旨であろうか。検察官による各起訴状の各公訴事実の記載にも、「正当な権限に基づいて…振込を依頼をする旨の虚偽の情報を与え」とあり、本件においては、「正当な権利行使であるという情報」が与えられていなければ、何ら虚偽はないことは明白であり、犯罪事実として、「正当な権利行使であるという情報」が与えられたことも証拠により認定されなければ、原審認定の枠組みでの「虚偽の情報を与え」たとの構成要件該当性を認定すべきでない。

#### (4) 「虚偽の情報」の解釈について

##### ア 「虚偽の情報」

虚偽の情報とは、当該事務システムにおいて予定されている事務処理の目的に照らし、それが真実に反する情報をいう（最高裁判所平成18年2月14日第一小法廷決定（以下「平成18年判例」という。）が前提としたと解される東京高裁平成5年6月29日判決と同旨）。

イ 平成18年判例の最高裁判所調査官解説は、「要するに、刑法246条の2にいう『情報』とは、電子計算機に文字どおり入力されたクレジットカードの番号等そのものをいうのではなく、その入力で実現しようとする財産的な処分に関する指示の全体及びその主体などをいい、電磁的記録として真実性が問題になるのもそのような指示に基づき作成された財産的な処分の結果とその主体をいうとの趣旨と解される」（平成18年判例調査官解説）と解説する。

そして、「（平成18年判例調査官解説は）『虚偽の情報』に当たるかどうかを、『虚偽』と『情報』の各要件に分けて検討する手法を提案して

いた。…より厳密には、情報内容を確認する段階では、①電子計算機内に実際に含まれる情報を確認するステップ（情報の確定）と、②その情報がどのように理解されるかを評価するステップ（情報の評価）とに区別可能である。①②を経て明らかにされた③『情報』内容と現実が一致しているか、すなわち虚偽と言えるかが判断される（虚偽性の判断）」（松原芳博編「続・刑法の判例 各論」（成文堂）の177頁）のである。

ところで、「情報」とは事実概念であるところ、当該情報が「虚偽」に当たるか否かの判断について、現実に入力された情報、現実電子計算機内に存在した情報を捨象し、抽象的に「当該事務システムにおいて予定されている事務処理の目的」を設定して「情報」を事実認定することは、電子計算機使用詐欺罪の処罰範囲を不明確にする。

実際、平成18年判例の事実認定を行った第1審判決の判決文を参照し、「罪となる事実」の記載を確認すると、「クレジットカード名義人名（B）、上記B名義のクレジットカード番号（〈省略〉）及び有効期限（2004年10月）を入力送信し」と、まずは実際に入力送信された情報を認定した上で、「上記Bが同人名義のクレジットカードを使用して販売価格合計11万3000円相当の電子マネーを購入する旨虚偽の情報」と説示して、入力された情報（ステップ①）と当該情報を評価（ステップ②）して明らかにされた「情報」とを順次認定し、「虚偽」の判断を行っている。

ウ 上記平成18年判例調査官解説に現れた判断枠組みにしたがって、原審弁論で展開した論を要約再掲する。

（ア）第1ステップ

本件におけるインターネットバンキングにおける振込依頼において、実際に入力された情報は、①被告人自身の口座情報、②当該口座のパス

ワード、③振込金額、④振込先の情報、⑤振込依頼を行う旨の5点である。

■■■A■■■銀行の当該電子計算機の中には、上記①被告人自身の口座情報、②当該口座のパスワードについての情報が保存されており、また、被告人口座の残高情報は保存されていたが、被告人口座の残高について、その原因関係についての情報は含まれていない。

#### (イ) 第2ステップ

■■■A■■■銀行の電子計算機は、上掲の情報を概ね以下のように処理し、理解していると考えられる。

入力された①口座情報と②パスワードを、電子計算機内に保存されている情報と照合し、口座名義人からの振込依頼であることを確認する。その上で、口座名義人から、③振込金額を④振込先に⑤振込依頼をする入力であると理解し、③振込金額より、電子計算機内に保存されている残高の情報の方が額が多ければ、振込依頼を受け付ける。

当該情報処理における情報の理解のされ方から、当該事務システムにおいて予定されている事務処理の目的は、口座名義人から、口座残高の範囲内で、振込依頼を受け付けることであると解される。

つまり、口座名義人である被告人から（①②）、③入力された金額を④入力された振込先に⑤振込依頼するというのが、本件において入力された「情報」（その入力で実現しようとする財産的な処分に関する指示の全体及びその主体）である。

#### (ウ) 第3ステップ

本件においては、口座名義人である被告人が、実態を有する振込先に対して、一応有効に存在する預金残高の範囲で振込依頼を行っているの

であり、上記第2ステップで明らかにされた「情報」と現実には齟齬がなく、虚偽は存在しない。したがって、本件において、「虚偽の情報」は与えられていない。

そして、念のため論じると、有効に成立している預金契約（平成8年判例）について、その原因関係の有無についての情報は、電子計算機内に情報として存在しておらず（第1ステップ）、実際の処理においても存在する預金の原因関係の有無の調査などおよそ行われておらず（行いようもない）、インターネットバンキングのシステム上だけではなく、窓口における取引においても、実際には調査されていない。

(エ) 原因関係の有無の調査は、事務処理の目的に含まれない

さらには、平成8年判例は、銀行決済システムの仕組みについて、「けだし、前記普通預金規定には、振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸からせていることをうかがわせる定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られている」と認定している。つまり、原因関係の調査については、仕組み上排除されていることが最高裁判例上明確に示されている。「銀行はいわば支払仲介機関にすぎないのであり、銀行としては、どのような原因で振込みがされるかについては一切考慮しないし、考慮もできない」（平成15年調査官解説の378頁）のである。

当該判例から、現在までの間に、当該仕組みについての認定を覆すよ



うな事情は伺われない。原因関係の有無による係争から銀行を保護した平成8年判例の趣旨からも、当該銀行のインターネットバンキングのシステムにおいて、「情報」の内容として原因関係の有無は求めていないと解すべきである。

上記実際に存在した情報、銀行実務、銀行決済システムの仕組み、目的からすると、「当該事務システムにおいて予定されている事務処理の目的」に、現に有効に存在する預金について、その原因関係の調査を読み込むことは困難である。

少なくとも、上記平成8年判例の認定を尊重すべきであり、被害者とされている銀行には、自身が保護される場面では、「銀行は支払仲介に過ぎない」とし、一方で、誤振込の事実を知りながら、被告人に一本の電話も掛けず、当事者任せにしでおきながら（原因関係には関わらないという支払仲介の立場を一貫するのであれば、一つの立場として良く理解できるのである。）、実は原因関係に関心があった、告知されるべきである、そのような取引は許容できないという矛盾した立場を取ることを許すべきではない。

すなわち、平成15年判例の限度であれば、誤振込みであることが明らかになれば、振込依頼人に組戻しの機会を与えた上で、あとは当事者間の交渉に委ねることで、銀行を当事者間の紛争から距離をとらせることを本来の趣旨としていたと評価できるのに対し、組戻しに応じるよう説得等を銀行が行うことまでをも銀行の「利益」とし、それを理由に銀行に同対応をとらせようとするのは、却って、銀行が受取人と当事者間の紛争にまさに巻き込まれることとなって、平成8年判例の趣旨にも反する（弁2：品田意見書の14頁と同旨）。

(オ) この点について、原審は、何ら根拠を示さず、「本件各入力行為によ

って入力された情報は、・・・本件送金行為等が正当な権利行使であるという情報も含まれているものと解される。」と説示する。

a ステップ1の問題として検討

仮に、当該説示を、第1ステップである、電子計算機内に実際に含まれる情報を確認するステップ（情報の確定）の問題と理解する。

すると、当該情報は、実際に入力された情報には含まれていない情報である。そして、当該認定は、何ら証拠を示さず認定が行われているのであり、証拠に基づかない認定である。

また、「正当な権利行使であるという情報」は、内容が極めて抽象的で不明確であり、そのような理解不可能な情報を被告人が意図的又は黙示的に入力するという事実認定は誤りである。

b ステップ2の問題として検討

原審の認定は理由が定かでないが、この点について、検察官は、論告において「本件において、電子計算機に入力して実現しようとする財産的処分に関する指示の全体と捉えられるのは、」「安全で迅速な振込送金等の制度を維持するというインターネットバンキングシステム等において予定されている事務処理の目的に照らせば、「正当な権限に基づいて一定額を振込送金等する」というもの」と主張した（これは、ステップ1を看過し、検察官が設定した抽象的な目的から入力された情報を評価しようとするものである。）。

しかしながら、「電磁的記録に現に存在する情報を無視して、電磁的記録の内容を評価することはできない」（松原芳博編「続・刑法の判例 各論」（成文堂）の178頁）のである。実際の情報を軽視して電磁的記録の内容を解釈するのであれば、罪の成立の輪郭をあやふやなものとし、罪刑法定主義に反する立論である。

c また、先述のとおり、平成8年判例は、「安全で迅速な振込送金等の制度を維持するという」目的について、「送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段」、「多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため」という同様の目的から、「原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組み」という正反対の結論を導いている。

思うに、一般社会通念に照らしても、「安全で迅速な振込送金等の制度を維持」するためには、原因関係の調査やそのリスクから銀行を切り離す方が目的にかなっていることは自明である。検察官が設定した「事務処理の目的」から、本件において入力された情報について「正当な権限に基づいて一定額を振込送金等する」と解釈し原因関係の有無が「情報」に含まれるとすることはできない。

#### (5) 小括

以上述べたとおり、原審は、「虚偽の情報」という、構成要件に関わる条文の解釈について、争点となっていたにもかかわらず、何ら解釈を示すことがない。そして、証拠も理由も付さず、本件各入力行為の内容を拡大解釈して論点を避け構成要件該当性を判断する。しかし、当該判断は、罪刑法定主義の核ともなる条文解釈の問題であり、法適用の誤りは明らかであって、控訴審において、改めて原審の法令解釈の過ちを是正されたい。

### 3 事実誤認について（刑事訴訟法379条、同382条違反）

#### (1) 総論

ア 本件は、公訴事実記載の事実のうち、客観的部分については、概ね争いがなかった事案である。

イ ところが、検察官が、論告に至るまで、弁護人側の度重なる求釈明にもかかわらず（例えば、第1回公判調書）、検察官主張の法的構成を明らか

にしなかった。そのため、争点が明確化されず、（客観的な部分について概ね争いがなかったとしても）争点と関連する事実認定についても、弁護人において、どの部分についてどのように問題になるのか分からないまま証拠調べ手続きが終了した。

そもそも、検察官において、罪体の核ともなるべき犯行態様の中核部分である、本件各入力行為の際に、どのような状況で、具体的にどのような入力を行ったのかさえ、全く証拠提出されていなかった。やむを得ず、弁護人において、証拠提出したのである（原審の弁5号証ないし7号証）。

ウ 弁護人としては、立証担当官である検察官が法的構成も明らかとせず、積極的な立証活動を行わず、求釈明にも応じないのであるから、裁判所が検察官から主張されておらず、かつ証拠提出もされていない事実認定を行ってくることは想定し得ないことであった。

しかしながら、原審は、判決期日において、「検察官の主張は、その法的根拠や実質的理由が明確にはされていないものであるが、結論においては正当なものと考えた」と述べて、独自の論を展開した。

この点、弁護人としては、法的根拠や実質的理由が明確にされないまま、証拠調べ手続きが終了したこと、判決において、新たな法的構成が示されたことの両面において、審理不尽による不意打ちであり、被告人には、十分な主張立証の機会が与えられていなかったと思料する。

エ 本件は、弁護人によるすみやかな第1回公判期日指定の希望に反して（たとえば、第2回打合せ調書）、裁判所の警備体制の都合等から、長期に亘って、打合せ期日における非公開の手続きによる進行が行われた。当該訴訟指揮は、憲法第82条1項に定める公開原則に違反するおそれがある。

オ また、法的解釈については、裁判所の権限に属するとしても、判決書が（法令の適用に関する補足説明）として記述している部分についても、事

実認定が含まれている部分、必要な事実認定がなされないまま判断が下されている部分が散見される。

カ そして、原審は、当該事実認定において、平成15年判例を直接の根拠として事実認定を行う、証拠を示さずに事実認定をするなど証拠に基づかない事実認定が行われている。以下、詳述する。なお、一部、既述の部分もあるが、再度指摘して該当部分を示す。

## (2) 犯罪事実の認定の誤り

ア 原判決は、判決文中の「(犯罪事実)第1」において、「被告人は、別表1の『操作日時(令和4年・頃)』欄記載の日時に、別表1の『操作場所』欄記載の場所において、インターネットに接続した携帯電話機を操作して、オンラインカジノサイトにアクセスした上、同サイトの決済システムを利用し、東京都多摩市内に設置された■■■A■■■銀行のデビット取引に係る決済代金の支払等の事務処理に使用される電子計算機に対し、被告人口座に振り込まれた本件誤振込金につき、(…中略…)デビットカード情報を利用し、別表1の『振込金額(円)』欄記載の金額の振込を依頼する旨の虚偽の情報を与え」(傍線は弁護人挿入)と認定した。

しかしながら、被告人が、別表1の「振込金額(円)」欄記載の金額の振込を依頼する旨の情報を与えた事実は存在しない。

すなわち、被告人が、当該日時において行ったのは、デビットカード決済であるところ、甲第24号証によると、■■■A■■■銀行のデビットカード会員が、加盟店において、当該カードを利用すると、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が■■■A■■■銀行に対して、決済口座から引き落としの指示および決済委託を行ったとみなす旨記載されている。その他、振込依頼についての記載は一切存在しない。また、原審が(犯罪事実)第1を認定する際に列挙した他の証拠にも、振込依頼について記載されたも

のではない。

イ 原審判決書は、「(犯罪事実)第1」において、「本件誤振込金についてデビットカード情報を利用して決済代金の支払委託等を行うことが許されない」と認定した。

しかし、原審が(犯罪事実)第1を認定する際に列挙した各証拠には、被告人がデビットカード情報を利用することが許されるかどうかについて、何ら記載されておらず、どのような証拠から認定されたのか不明である。

ウ 原審判決書は、「(犯罪事実)第2 1」、「(犯罪事実)第2 2」、「(犯罪事実)第2 3」において、いずれも「本件誤振込金について振込依頼等を行うことが許されない」と認定した。

しかし、当該認定は、平成8年判例、平成20年判例に反した認定であり、証拠からも、そのような認定は出来ない。

したがって、原審は、証拠に基づかず犯罪事実を認定しており、直ちに破棄されるべきである。

### (3) 銀行取引実務上の必要性についての認定の誤り

繰り返すが、原審は、銀行取引実務上の必要性について、専ら平成15年判例を根拠に事実認定を行っているようである。

しかしながら、原判決は、既に検討したとおり、当該認定をするのであれば、その前提として認定されていなければならない各事実が全く認定されていない。以下、詳述する。

ア 原審は、「平成15年判例の趣旨に照らすと、仮に、既に被仕向銀行が受取人口座に誤った振込みがあったことを知っているという事情があったとしても、被仕向銀行としては、関係者間での無用な紛争の発生を防いだ

り、あるいは、被仕向銀行が振込依頼人と受取人との間の紛争等に巻き込まれないようするため」と説示して、平成15年判例の趣旨から、直接に銀行取引実務上の必要性を認定するようである。

しかしながら、平成15年判例には、「既に被仕向銀行が受取人口座に誤った振込みがあったことを知っているという事情」はなく、銀行取引実務上の必要性についても本件とは事案を異にするはずである（この点、弁護人は、弁論において、具体的な事案の違いについて指摘した。）。

本件の判断においては、本件の関係証拠に基づき、どのような事実に基づき銀行取引実務上の必要性があったと判断したのか、具体的に検討し、事実認定すべきである。

特に、先述のとおり、本件においては、■■■A■■■銀行にあつては、誤振込の原因が誤記帳、誤送信ではないことが判明しており、「被仕向銀行が振込依頼人と受取人との間の紛争等に巻き込まれない」利益は、平成15年判例と全く状況を異にしているのである。原判決の事実認定では、実際に銀行取引実務上の必要性があったか否かについて合理的な疑いが存在するといふべきである。

イ 原審は、平成15年判例の趣旨から、「誤って受取人口座に振り込まれた金銭についてどのように処理をするのが相当かを早期に検討する必要があるといえる。」、「受取人口座に誤って振り込まれた金銭について、その原因行為の有無等につき受取人がどのように認識しているのかをなるべく早期に被仕向銀行が知る必要」を導いているようである。

しかしながら、平成15年判例には、「早期に検討する必要」、「早期に被仕向銀行が知る必要」等、原審認定に該当する認定部分は存在しない。本件の関係証拠から、なぜそのような事実認定がされたのか示すべきである。むしろ、本件の関係証拠を検討すると、■■■A■■■銀行は、被告人から払戻請求があった場合についての検討を加えていることがうかがわ

れる（甲 8 号証及び甲 9 号証）。他方で、■■■A■■■銀行のマニュアルでは、受取人から組戻の承諾を得られない場合には、振込依頼人と受取人の間で話し合ってもらふこととされており、また、実際に、■■■A■■■銀行は、振込依頼人である阿武町に一切の対応を任せ、自身では、被告人に電話を掛ける等（■■■A■■■銀行と被告人は普通預金契約を結んでいるのであるから、■■■A■■■銀行は被告人の連絡先を知っており、連絡を取るとは容易であった。）、被告人側の事情について何ら調査手続きを行うそぶりはなかった。また、■■■A■■■銀行がそのような情報を得たところで、既に承知の事実であるから、実際の対応が変更されたとも認められない。

本件では、銀行取引実務上の必要性があったか否かについて合理的な疑いが存在するというべきである。

（４）各公訴事実における具体的状況を一切認定しておらず、信義則上の義務を認定する際、その評価根拠事実を認定しないことの誤り

原審は、信義則上の告知義務を認定するに際して、平成 15 年判例を根拠とするのみで、本件における信義則の前提となる根拠事実を認定しない。

罪刑法定主義が要請される刑法解釈において、信義則上の義務の認定について、このような認定が許されるものではないと思料する（仮に、誤振込事案一般についての抽象的一般的義務を認定したというのであれば、先述の法解釈の問題である（本書第 2 の 1（2）参照）。）。

以下、他と重複する部分を除いた、いくつかの点について特記して指摘する。

ア 窓口ではなく、インターネットバンキングの事例であること

原審は、「平成 15 年判例の趣旨に照らすと、受取人口座に誤った振込みがあったことを受取人が知った以上、受取人に告知義務が認められると



考えるべきであり、このことは被仕向銀行の窓口で取引する場合であろうと、インターネットを通じて電子計算機に情報を入力して取引する場合であろうと変わりはない。」と何ら根拠事実を示すことなく認定している。

しかしながら、ここで論じられているのは、信義則上の義務である。一般に、信義則上の行為義務を認定する際には、具体的な状況に照らして、その信義則上の義務を求められる根拠や、行為の容易性等検討するものと考えられる。そして、銀行窓口の場合と、インターネットバンキングの場合では、取引の状況は全く異なるのであり、特に、インターネットバンキングにおいては、誤振込の情報を入力することは求められず、入力する画面も存在しないなど、窓口での場合に比べて、告知義務を履行することが困難である等、信義則の前提となる状況が異なる（本書第2の1（2）参照）。

原審は、インターネットバンキングである本件各入金行為について、その具体的状況等を何ら事実認定しないまま、判断を行っている。

#### イ デビットカード決済

デビットカード決済について、原審は、何ら特別な検討を加えることなく、インターネットバンキングの場合と同様に処理している。

しかしながら、インターネットバンキングとデビットカード決済では、直接情報入力をする相手方、入力された情報内容、入力時の状況、その後の処理等多くの状況が全く異なっている。

本件は、信義則上の告知義務を根拠に犯罪成立を認定するのであるから、インターネットバンキングとは全く異なった状況であるにもかかわらず、その状況について、一切認定せず罪の成立を認めることは、証拠に基づかない判決と言わざるを得ない。

(5) 前提事実を認定していないこと

ア 原審は、「被仕向銀行が調査等手続を完了するまでの間に、誤って受取人口座に振り込まれた金銭分の預金について権利行使をすることを許せば」（判決書9頁）と記載し、「被仕向銀行が調査等手続を完了」していないことを前提事実として、論を進める。

しかしながら、この点については、弁護人から、弁論において、「被仕向銀行が調査等手続」について、その具体的進行度合いが証拠をもとに示されているにもかかわらず、当該指摘を排斥する証拠は示されていない。

実際の調査等手続きの進行具合については、弁護人弁論にて記載したとおりであり、そのことが重大な意味を持つことは、先述のとおり（本書第2の1（2）参照）である。

原審は調査等手続きの進行具合について検討し、事実認定することもなく、漫然と、事実認定していない「被仕向銀行が調査等手続を完了していないこと」という事実を前提として判断をしており、看過しがたい事実誤認がある。

イ 原審は、「平成15年判例が、誤って受取人口座に金銭が振り込まれた場合に、これを知った被仕向銀行に調査等手続を採る利益を認めていること」を根拠に、「受取人が被仕向銀行の調査等手続を採る利益を侵害する行為を許すこと」（原判決の7頁）などと説示し、■■■A■■■銀行の「被仕向銀行の調査等手続を採る利益」が侵害されていることを前提として、論を進める。

しかしながら、先述のとおり（本書第2の1（2））、平成15年判例の事案とは、「被仕向銀行の調査等手続を採る利益」について、利益状況が全く異なる。原審は、平成15年判例の趣旨をいうばかりで、本件各犯行の時点で、「被仕向銀行の調査等手続を採る利益」が具体的にどのような

なものであったか、証拠に基づき事実認定を行っていない。

すなわち、組戻しの機会の確保をして以降、その協力のために銀行に想定される手段は、受取人に組戻しを承諾させるための銀行の個々の担当者らによる説得や仲立ちというおよそ法的に基礎づけることのできない措置にすぎず、これを事実上行うことを強制される銀行およびその担当者らは、過剰な負担を被っているとすらいえるため、本判決が告知義務の前提とした銀行側の利益を、重要な事項と評価することには問題がある。また、銀行が説得等の措置を講じたとしても、受取人が組戻しを拒否し払戻しを要求すれば、結局、銀行は拒むことはできない。その意味で、社会通念上別個の支払に当たるのかという問題も残されており、組戻し依頼がすでに行われている本件では、その時期はさらに短くなっているとも言い得るが、本判決はこの点について全く検討していない（弁2：品田意見書の14頁から15頁と同旨）。

ウ 社会通念上別個の払戻しに当たるといえるといえるか検討していない

先述のとおり、平成15年調査官解説は、平成13年判例に言及し、「社会通念上別個の払戻しに当たるといえる」かを検討している。

本件について検討すると、この点を判断するためには、誤送金であることを告知して振込依頼をした場合と、告知しない場合とで、その後の手続きがどの程度変更されるかを具体的に検討した上で事実認定し、期間的、質的な面から、「社会通念上別個の払戻しに当たるといえる」を検討しなければ、犯罪を認定することが出来ないものと考えられる。

また、令和4年4月8日に誤振込があったことを■■■A■■■銀行が知り、その後、被告人による振込依頼等は一定期間続いていたのであるから、百歩譲って何らかの根拠に基づき銀行が振込依頼を一時留保し得ると仮定しても、犯罪が成立する時間的な範囲を画するにあたり、どのような

根拠により、どの程度の期間までなら留保できるのかの事実認定が必要と考えられる。

しかし、原審は、これらの点に関して、何ら事実認定を行っていない。社会通念上別個の払戻しに当たるか否かについて、合理的な疑いが存在するといふべきである。

#### (6) 小括

以上のとおり、原審における証拠に基づかない事実認定は多岐に亘り、その誤りはとても看過できるものではなく、その事実認定に依拠した有罪判決を維持することは不可能であると思料する。

### 4 結語

(1) 以上のとおり、原審は、法令適用について、平成15年判例の解釈を誤り、事案の異同を検討しないまま拡張適用を行い、罪刑法定主義（憲法31条）に反する法律解釈を行う（刑事訴訟法380条）。

そして、事実認定においても、平成15年判例の趣旨を根拠に（誤った）事実認定を行い、その他、証拠に基づかない事実認定、前提事実を証拠で認定しない認定等、その事実誤認は看過できず（刑事訴訟法379条に定める訴訟手続の法令違反（審理不尽）、同380条（事実誤認））、原判決を維持することは不可能である。

(2) 本件において、原審の提示した枠組みにおいて、電子計算機使用詐欺罪の成立を認めるためには、少なくとも以下の審理が不足していると考えられる。

まず、信義則上の告知義務について、「調査等手続きをとる利益」を認定するため、①平成15年判例が「調査等手続きをとる利益」を認めた理由を検討する。②「調査等手続き」がどの程度進展していたか事実認定する。③「②」で認定された調査等手続きの進展具合を前提として、その後

、どのような手続きが想定されていたのかを事実認定する。その上で、④「③」で認定された残存手続きを取った上での振込と、取らなかった場合の振込では、「社会通念上別個の取引」と言える差があるのか検討する。これらの審理なしでは、「調査等手続きをとる利益」を認めることはできず、したがって、信義則上の告知義務を認定する前提を欠いている（刑事訴訟法379条に定める訴訟手続の法令違反（審理不尽の結果としての事実誤認）、同380条（事実誤認））。

そこで、弁護人としては、①、④のため、必要な専門家の意見書等、②、③については、原審提出済みの証拠で十分であると考えられるが、仮に、検察官において、平成15年判例の認定した銀行手続きとは異なる銀行手続きを主張するのであれば、争点として整理し、そのことに関する銀行実務家等の証拠調べが必要であると考えている。

また、「虚偽の情報について」、①本件において、当該電子計算機に対し実際に入力された情報、関連して当該電子計算機に内に存在した情報を確認し、事実認定する。②その情報が実際にどのように理解されているか確認するという審理が必要である。

控訴審においては、①について、原審において弁護人が提出した証拠（原審の弁5号証ないし8号証）について確認されたい。②については、仮に、平成8年判例が認定した、銀行決済システムの仕組みと異なる内容を認定する場合等、争点を整理し、必要に応じて証拠調べを行われたい。

また、デビットカード情報を使用する場合について、犯罪事実の認定を誤っており、また、なぜ電子計算機使用詐欺罪が成立するのか理由が示されていない。

(3) 原判決は、原審で主張した実質的当罰性の観点等から個別事件の解決として妥当性を欠くだけでなく、罪刑法定主義上も問題があり、電子計算機使用詐欺罪の解釈について、今後の先例として大きな影響を与える可能性

もあり、さらには、我が国の銀行実務についても、甚大な悪影響を及ぼす可能性のあるものである。

御庁におかれては、その点も踏まえて慎重審理の上、原判決を破棄し、無罪判決をされたい。

以上